



# あいつ

〔発行〕自治労

福島県本部会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町

7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕

jitirou.aizu@gmail.com

(携帯) 090-3361-8400

【図表1】福島県の期末・勤勉手当支給月数  
(2024年度)

※12月分は、本年10月の県人勤により支給月数が変わる可能性があります。

| 支給月  | 6月     | 12月    | 計     |
|------|--------|--------|-------|
| 期末手当 | 1.225月 | 1.225月 | 2.45月 |
| 勤勉手当 | 1.00月  | 1.00月  | 2.00月 |
| 計    | 2.225月 | 2.225月 | 4.45月 |

【図表2】期末・勤勉手当の計算式

| 区分   | 計算式                             |
|------|---------------------------------|
| 期末手当 | {(給料+扶養手当)+(給料×加算率)}×期別支給率×支給割合 |
| 勤勉手当 | {給料+(給料×加算率)}×支給割合×成績率          |

【図表3】期末・勤勉手当の加算率(磐梯町の場合)

| 区分           | 加算割合 |
|--------------|------|
| 3級(48号以下)主査  | 5%   |
| 3級(49号以上)主査  | 10%  |
| 4級 主任主査      | 15%  |
| 5級 主幹 (以上同じ) | 15%  |

【図表4】期末手当の期別支給率

| 支給率 | 説明               |
|-----|------------------|
| 図表1 | 官民比較により勧告された支給月数 |

【図表5】期末手当の支給割合(磐梯町の場合)

| 基準日前6カ月の在職期間 | 支給割合 |
|--------------|------|
| 6カ月          | 100% |
| 5カ月以上6カ月未満   | 80%  |
| 3カ月以上5カ月未満   | 60%  |
| 3カ月未満        | 30%  |

【図表6】勤勉手当の支給割合(磐梯町の場合)

| 勤務日数          | 割合   | 勤務日数          | 割合  | 勤務日数          | 割合  |
|---------------|------|---------------|-----|---------------|-----|
| 6カ月           | 100% | 3カ月15日以上4カ月未満 | 60% | 1カ月以上1カ月15日未満 | 15% |
| 5カ月15日以上6カ月未満 | 95%  | 3カ月以上3カ月15日未満 | 50% | 15日以上1カ月未満    | 10% |
| 5カ月以上5カ月15日未満 | 90%  | 2カ月15日以上3カ月未満 | 40% | 15日未満         | 5%  |
| 4カ月15日以上5カ月未満 | 80%  | 2カ月以上2カ月15日未満 | 30% | なし            | 0%  |
| 4カ月以上4カ月15日未満 | 70%  | 1カ月15日以上2カ月未満 | 20% |               |     |

▼期末・勤勉手当については、昨年10月3日の福島県人事委員会勧告に基づき0・1月分増え、年間で4・45月分【図表1】となっています。ちなみに、国は4・50月分であり、福島県は0・05月分少ないという状況が続いています。

▼本機関紙386号(左のQRコードからご覧ください)で過去の人事院勧告の変遷について掲載しましたが、期末・勤勉手当の月数で最高だったのは、1991・92(H3・4)年の5・45月、現在よりも一月分も多かったことになります。



## 紙面学習

### シリーズ⑥『期末・勤勉手当』

組合員の皆さんと一緒に学んでいく『紙面学習』の6回目です。ぜひ、これを基に職場の仲間の皆さんと話合ってみてください。

## 当面の日程

■3月9日(土) 13:00~  
○会津総支部定期大会  
(若松ワシントンH)

■3月15日(金)  
○県本部中央執行委員会  
○県本部新旧合同役員会  
(福島GP)

■3月16日(土)  
○県本部新旧専従者会議  
(福島GP)

学習の強化と団結で、春闘を勝利しよう!

【図表7】勤勉手当の成績率（磐梯町の場合）

| 区 分                     | 成績率          |
|-------------------------|--------------|
| 勤務成績が優秀な職員              | 100%以上105%以内 |
| 勤務成績が良好な職員              | 90%以上100%未満  |
| 勤務成績が良好でない職員            | 90%未満        |
| 基準日以前6カ月以内に懲戒処分を受けている職員 |              |
| 停職処分                    | 39%以下        |
| 減給処分                    | 49.5%以下      |
| 戒告処分                    | 60%以下        |

▼さて、期末手当・勤勉手当の計算式は【図表2】のとおりです。

【図表3】～【図表5】～【図表7】は、磐梯町の例規集からの転載です。ご自分の自治体の「給与に関する条例」や「給与の支給に関する規則」等に記載されていますので、必ず確認をお願いします。

▼【図表3】は、期末・勤勉手当の加算率で、役職ごとの職責に応じて定められています。一般に一時金の「役職加算」や「傾斜配分」といわれています。この制度は、人事院が90年に、民間にならって勧告を行い導入されてきたもので、自治労としては「導入に反対」し、その後も「制度撤廃・

【図表8】磐梯町例規集の該当箇所等

| 区 分             | 該当箇所                     |
|-----------------|--------------------------|
| 【図表3】期末勤勉手当の加算率 | 職員の給与の支給に関する規則第20条の2別表第3 |
| 【図表5】期末手当の支給割合  | 磐梯町職員の給与に関する条例第21条第2項    |
| 【図表6】勤勉手当の支給割合  | 職員の給与の支給に関する規則第22条第2項別表  |
| 【図表7】勤勉手当の成績率   | 職員の給与の支給に関する規則第22条第7項    |

一律支給」を要求してきた経緯があります。

▼【図表5】は、在職期間ごとの支給割合で、採用後初めての期末手当の場合や、欠勤日数などにより調整されます。

なお、基準日は6月1日と12月1日になります。

▼【図表6】は、勤勉手当の支給割合で、期末手当同様に、期間内の勤務日数に応じて調整されます。基準日は、図表5の場合と同じです。

▼【図表7】は、勤勉手当の成績率で、人事評価（業績評価）の結果によって調整されます。（人事評価制度が入る前は「勤務評定」により調整されていました。）

また、懲戒処分を受けている場合にも、記載の通り調整されることとなります。



▼いかがだったでしょうか？改めて記載しますが、【図表3】～【図表5】～【図表7】は、磐梯町の場合です。【図表8】に、磐梯町の例規集における該当箇所を記載しておきましたので、これを参考にご自分の自治体の例規集と照らし合わせてみてください。

なお、ネット上の各自自治体の例規集へのリンクについては、左のQRコードから、総支部HP「学習会用資料」のページへアクセスしていただくと、下の方に記載されています。

共済動画

備えて守って補償する  
じちろうマイカー共済  
(約15分)



総支部HP  
QRコード



▼まさに「暖冬」、このところ各地で雪まつり等が開催されていますが、雪の確保に苦労されているのではないのでしょうか？

▼今週も気温が高い日がありました（あります）が、何といっても18日（日）～20日（火）にかけては、20℃に迫る気温になるとの予報が……。そして、その後はまた寒くなるようで……。朝夕と日中も含め、寒暖差の大きな日が続くようです。花粉の飛散にも注意しながら、健康管理を万全にして過ごしたいものです。

（坂内）



編集後記

